

生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、予算の定めるところにより、公益財団法人長崎県生活衛生営業指導センターに対し、生活衛生営業衛生確保・振興指導補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号)に定めるもののほか、この要綱(以下、「実施要綱」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の定めるところによる。

(申請書に添付すべき書類)

第2条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のものとする。

- (1) 所要額調書(別紙1)
- (2) 所要額算出内訳(別紙1の(1))
- (3) 事業計画書(別紙2)
- (4) 暴力団排除に係る誓約書(別紙2の2)

(申請書の提出期限)

第3条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は毎年度別に定める。

(実績報告書に添付すべき書類)

第4条 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のものとする。

- (1) 事業所要額精算書(別紙3)
- (2) 事業所要額精算書内訳(別紙3の(1))
- (3) 事業実績報告書(別紙4)

(補助金の交付)

第5条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

附 則

1 この実施要綱は、平成23年度の予算にかかる補助金から適用する。

附 則

1 この実施要綱は、平成25年度の予算にかかる補助金から適用する。

附 則

1 この実施要綱は、平成29年度の予算にかかる補助金から適用する。